小規模多機能・複合型サービス契約者が入院した場合の契約解除判断のめやす

【国Q&A】(平成18年9月4日付「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A」問42)

- Q: 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護の算定は可能か。
- A: 登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることを配慮して、基本的には一旦契約を終了すべきで ある。

【本市の考え方】

月途中からの入院の場合も、基本的には一旦契約を終了すべきであると考える。しかしながら、入院時において、利用者・家族等の意向等を考慮し、例外的に契約を終了しない場合については、以下のフロー図に準じて取り扱われたい。

なお、登録が継続していても、月を通じて入院している月については、介護給付費の適正化の観点から、報酬の算定は見合わせて頂く扱いとしている。

図 I:入院した際に確認

